

Baycom防災情報サービス利用規約

株式会社ベイ・コミュニケーションズ

第1条(総則)

株式会社ベイ・コミュニケーションズ(以下「当社」といいます。))は、このBaycom防災情報サービス利用規約(以下「本規約」といいます。))により、Baycom防災情報サービス(以下「本サービス」といいます。))を提供します。

第2条(規約の適用)

当社が別に定めるBaycom光TVサービス契約約款、Baycom TVサービス契約約款(以下「テレビ約款」といいます。))は本規約の一部を構成するものとし、本規約とテレビ約款との内容が異なる場合には、本規約がテレビ約款に優先して適用されるものとし、

第3条(規約の変更)

本規約の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

- 前項による本規約の変更に際しては、あらかじめ総務大臣に届け出た上で行います。また、変更後の規約の内容と適用開始日を、店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
- 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第4条(本サービスの提供条件)

本サービスの加入契約(以下「本契約」といいます。))は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

- 本サービス利用にあたっては、事前に当社が提供する指定のテレビサービスの契約を締結、または本サービスの申込みと同時に締結するものとします。

第5条(契約の成立)

本契約は、加入申込者が予めテレビ約款及び本規約を承諾し、当社の指定する方法により申込み、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

- 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、本契約を承諾しないことがあります。
 - 引込設備または宅内設備の設置、及び保持することが著しく困難な場合
 - 引込設備または宅内設備の設置、及び保持することが著しく高額となる場合
 - 加入申込者が本サービスに係わる料金の支払いを怠る恐れがある場合
 - その他、本サービスを行う上で当社の業務遂行上、著しく支障がある場合

第6条(サービス)

当社は、第5条第1項により本サービスの提供を受ける者(以下「契約者」といいます。))に第7条及び第8条に定めるサービスを提供します。

- 前項のサービスの他に、災害や防犯などの情報を追加して提供する場合があります。
- 当社は、前項の追加を行う場合には、当社が適当と判断した方法により、事前に契約者に通知を行うこととします。
- 当社は、追加されたその他サービスの内容について、予告無く変更することができるものとします。

第7条(緊急地震速報サービス)

当社は、気象庁から発表される震源、地震の規模等の情報を配信するサービス(以下「緊急地震速報サービス」といいます。))を提供します。契約者は当社が貸与する緊急地震速報専用端末(以下「EAT」といいます。))にて、EATが演算した主要動の到達時間と予測震度の告知を受けることができます。

- 契約者はEAT毎に告知を行う震度を「震度3以上」もしくは「震度4以上」に指定するものとします。
- 当社は、EATが告知する演算の結果の完全性、正確性、確実性及び有用性等について、如何なる保証も行わないものとします。
- 緊急地震速報サービスには、以下の技術的限界があります。
 - 震源が近い場合は、情報を発表してから主要動が到達するまでの時間が短く、情報が間に合わないこと
 - ごく短時間で収集するデータに基づく情報のため、誤差を伴うことがあること
 - 地震以外の要因により、誤報が生じること
 - 気象庁等で検知できない地震には作動しないこと

第8条(緊急簡易告知放送サービス)

当社は前条に定めるサービスに加えて、契約者の居住する地域の地方自治体と防災情報の提供に係わる協定を締結している場合、当該自治体が提供する防災行政無線を当社の放送サービスの1つとして再放送するサービス(以下「緊急簡易告知放送サービス」といいます。))を提供します。

- 緊急簡易告知放送サービスは自治体が同意した場合のみ当該地域に提供します。
- 緊急簡易告知放送サービスは緊急地震速報サービスと併せ提供します。
- 緊急簡易告知放送サービスにより提供される情報の安全性、正確性、確実性及び有効性等について、当社は如何なる保証も行わないものとします。

第9条(料金)の適用)

本サービスの料金は、加入契約金、利用料、手続きに関する料金、工事費等とし、当社が別に定める料金表(以下「料金表」といいます。))によります。

- 料金の支払方法は、当社が指定する方法によります。

第10条(加入契約金等)

契約者は、料金表に従い加入契約金及び引込・宅内工事費等を当社に支払うものとします。

- 加入契約解約後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取り扱います。

第11条(利用料)

契約者は、その契約内容に基づき、料金表に定める利用料を毎月当社に支払うものとします。

- 利用料の計算は1ヶ月単位とし、開始は本サービスの提供を始めた月、終了は契約の解約または解除の月とします。
- 加入契約金、工事負担金、その他の工事費、及び手数料等の発生があった場合は前2項の金額に合算するものとします。

第12条(損害賠償)

当社が本サービスを月のうち継続して10日以上行わなかった場合は当該月分の利用料は無料とします。

- 当社は、次に該当する場合に対する損害の賠償には応じないものとします。
 - 天災地変その他当社の責に帰さない事由等により本サービスの提供の中止を余儀なくされた場合
 - 当社施設の維持管理及び障害の復旧のために、本サービスの提供の中止及び中断を余儀なくされた場合
 - 気象庁等からの緊急地震速報の配信停止により、本サービスの提供の中止及び中断を余儀なくされた場合
 - 気象庁等から誤った緊急地震速報が配信された場合
 - 当社の責に帰さない事由等により機器等が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合
- 当社は、本サービスの利用により発生した契約者と第三者との間に生じた契約者または第三者の損害、及び本サービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた契約者または第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第13条(機器等の貸与)

当社は、契約者に第7条(緊急地震速報サービス)に定める機器等を貸与します。

- 契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
- 契約者は、取扱説明書等に記載されている方法により、EATの正常動作の確認を定期的に行うものとします。
- 契約者は、故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失

及び修理不能による場合は、第17条(解約)で規定する未返却時の弁済金を適用し、それぞれ当社に支払うものとし、

- 契約者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業、動作テスト等の実施に同意し、協力するものとします。
- 当社が本規約に基づいて貸与する機器等、及び設置する設備に必要な電力は契約者から提供を受けるものとし、

第14条(設置場所の変更)

契約者は当社のサービスエリア内において、接続工事が可能な場合に限り、EATの設置場所を変更することができるものとします。

- 契約者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合、事前にその旨を所定の用紙により当社に申し出るものとします。ただし、変更の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。
- 契約者は、変更に必要な費用を当社に支払うものとします。

第15条(施設の故障等に伴う費用負担)

契約者の故意または過失により当社施設に故障を生じさせた場合、及び故障の原因が保安器出力端子以降の施設による場合は、その修復に必要な費用は契約者の負担とします。

第16条(禁止事項)

契約者は、本サービスを、当社の承諾を得ることなく第三者に供給することは無償・有償にかかわらずできないものとします。当社の承諾を得る場合は、第5条(契約の成立)に準じた手続きを要するものとします。

- 契約者は、本契約に定める台数を超えるEATを接続することができないものとします。
- 前項に違反した場合、契約者は違反した台数につき本契約に基づく本サービスの提供の始期に遡り、契約したものとして当該利用料を当社に支払うものとします。また、当該行為に起因するあらゆる損害に対し、当社はいかなる責任も負わないものとします。
- 本サービスの提供を受ける目的で、当社が設置した設備、機器等以外の、不正な機器等を使用すること、本来のサービス利用の目的以外で、当社の機器等を使用することはできないものとします。

第17条(解約)

契約者は本契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日前までに所定の用紙により当社に届け出るものとします。

- 前項の場合、工事費の返戻はしないものとします。
- 契約者は、料金表に定める利用料を、当該解約の日の属する月までの分を支払うものとします。ただし、解約月以降の利用料が既に支払われている場合にはこの分を返戻するものとします。
- 解約の場合、当社は本サービスの提供を停止し、機器等を撤去するものとします。ただし、撤去にともない契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
- 契約者は本条に定める解約、及び第18条(停止及び解除)に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める弁済金を請求し、契約者は弁済金を支払うものとします。
- 本契約を解約した場合でも、故意または過失によって解約前に生じた契約者の補償責任及び義務は失効しないものとします。

第18条(停止及び解除)

本サービスの停止及び本契約の解除については、テレビ約款によるものとします。

- 共同住宅、集合住宅等の共設施設により本サービスの提供を受けている契約者については、集合住宅契約が終了した場合は、本契約も当然に終了するものとします。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。

第19条(個人情報の取り扱い)

当社は契約者の個人情報について、テレビ約款に基づいて適正に取り扱うものとします。

第20条(準拠法及び合意管轄)

本規約は日本国国内法に準拠するものとし、本契約により生じる一切の紛争等については大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第21条(定めなき事項)

本規約に定めなき事項が発生した場合には、当社及び契約者は誠意をもって協議の上、解決にあたるものとし、

料金表 Baycom防災情報サービス

料金	
1 加入契約金	19,800円(回線毎、加入時のみ)
2 利用料(月額)	330円/月
3 開設工事費	各実費
4 弁済金	19,800円/台
5 故障点検・補修費	実費

料金表金額には消費税等相当額を含みます。

附則

- 当社は、特に必要がある時には、本規約に特約及び規約等を付することができるものとします。
- 一括加入、業務用等については、別に定めます。
- 本規約は、2022年7月1日から実施します。
- 本規約実施前に、支払い又は支払わなければならない利用料その他の債務については、なお従前のとおりとします。